

## ○ながと暮らし応援移住支援金交付要綱

(令和5年4月1日告示第54号)

改正 令和6年10月1日告示第138号

### (目的)

第1条 この告示は、空き家活用事業を利用して、長門市に定住する目的で移住した子育て世帯及び若者世帯に対し、住居取得や安心して子育てができる環境整備の支援を行うため、ながと暮らし応援移住支援金(以下「移住支援金」という。)を交付することに関して、長門市補助金等の交付手続等に関する規則(平成20年長門市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、現に当該住所地に居住していることをいう。
- (2) 子育て世帯 0歳から義務教育課程にある子(以下「子ども」という。)及びその子どもを養育する者で構成する世帯をいう。
- (3) 若者世帯 転入日が属する年度の4月1日において、40歳未満の者で構成する世帯、又は40歳未満の者が40歳以上の市町村民税非課税である者と同居する世帯をいう。
- (4) 移住者 転入日より前5年間本市の住民基本台帳に記録がなく、本市内に定住の意思をもって転入した者をいう。
- (5) 養育する者 子どもを日常的に監護する者。ただし、生計中心者であることは必要としないものとする。

### (移住支援金の交付対象世帯)

第3条 移住支援金の交付の対象となる世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 令和5年4月1日以降に転入した移住者で構成し、本市に定住の意思がある子育て世帯又は若者世帯
- (2) 長門市空き家活用事業を利用して住宅を取得し、又は借りた世帯
- (3) 3親等以内の親族以外の者が所有する住宅を取得し、又は借りた世帯
- (4) 業務(職務)命令や進学等による一時的な転入ではない世帯
- (5) 長門市移住支援金交付要綱(令和元年長門市告示第33号)及びながと創生テレワーク移住支援金交付要綱(令和5年長門市告示第53号)に基づく支援金の交付を受けていない世帯
- (6) 世帯員全員が市税を滞納していない者で構成する世帯
- (7) 長門市暴力団排除条例(平成23年長門市条例第14号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含まない世帯

### (移住支援金の額等)

第4条 移住支援金の額等は、別表のとおりとする。

### (移住支援金の交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、世帯の移住の日から2年以内に、ながと暮らし応援移住支援金交付申請書兼請求書(別

記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、同一世帯での申請は一度までとする。

- (1) 誓約書兼同意書(別記様式第2号)
- (2) 第3条第2号に規定する住宅を取得し、又は借りたことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(移住支援金の交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、移住支援金交付の可否を決定するとともに、移住支援金の額を確定し、ながと暮らし応援移住支援金交付決定兼確定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付の決定及び額の確定をしたときは、速やかに申請者に移住支援金を交付するものとする。

(移住支援金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、移住支援金の額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 移住支援金の交付対象となった世帯が移住の日から5年未満で転出したとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、移住支援金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が移住支援金を交付することを不相当と認めるとき。

2 前項の規定により、移住支援金の交付を取り消された者が再転入等により、その要件を満たした場合であっても、移住支援金は交付しないものとする。

(移住支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に移住支援金が交付されているときは、ながと暮らし応援移住支援金返還請求書(別記様式第3号)により期限を定めてこれを返還させるものとする。

(移住支援金の返還の額)

第10条 前条の移住支援金の返還額は、次のとおりとする。

- (1) 移住支援金の交付対象となった世帯が移住の日から3年未満で転出したときは、交付を受けた移住支援金の全額
  - (2) 移住支援金の交付対象となった世帯が移住の日から3年以上5年未満で転出したときは、交付を受けた移住支援金の2分の1の額
- (その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月1日告示第138号)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	基本額	加算額
若者世帯(単身)が住宅を借りて移住した場合	50,000円	
若者世帯(単身)が住宅を取得し移住した場合	100,000円	
子育て世帯又は若者世帯(2名以上)が住宅を借りて移住した場合	100,000円	子ども1人につき50,000円(※上限150,000円)
子育て世帯又は若者世帯(2名以上)が住宅を取得し移住した場合	200,000円	子ども1人につき100,000円(※上限300,000円)

別記様式第1号(第5条関係)

ながと暮らし応援移住支援金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

誓約書兼同意書

[別紙参照]

別記様式第3号(第6条関係)

ながと暮らし応援移住支援金交付決定(却下)兼確定通知書

[別紙参照]

別記様式第4号(第8条関係)

ながと暮らし応援移住支援金返還請求書

[別紙参照]